

林産物における地理的表示保護制度の正当性の構築 —岩手木炭と浄法寺漆の伝統性と産地との結びつきの比較分析から—

香坂 玲^{*1}・内山 倫太¹

2018年に林産物として初めて岩手木炭、続いて浄法寺漆が地理的表示保護制度へ登録されている。いずれも生産地は概ね岩手県内であり、両者の地理的な条件は類似しているが、申請に際しての動機、論理の構築、直面した課題が異なる。類似した地理的条件下での産物の比較は、欧州と比較して歴史が浅い日本の地理的表示保護制度の知見と可能性を理解する題材となりうる。本稿では農産物とは異なる様相を呈する林産物領域における地理的表示の最新の展開と状況を報告し、同制度の特性である「保存・伝承」と「経済性」の二面性を分析する。具体的には岩手木炭と浄法寺漆の登録の過程と暫定的効果について調査を実施した。結果、申請要件となる産地・土地との結びつきと伝統性について、正当性を構築するための論理、根拠についての相違点と共通点が明らかとなった。同時に、登録の二種類の動機（保存・伝承、経済性）が各林産物ごとに混在しつつも双方の目的を担った地理的表示活用を目指していることが示唆された。

キーワード：地理的表示、知的財産、林産物、伝統性

Ryo Kohsaka,^{*1} Yuta Uchiyama¹ (2019) Development of Geographic Indications Applied to Forest Products: A Comparison of Iwate Charcoal and Joboji Urushi in Iwate Prefecture, Japan. J Jpn For Soc 101: 242-245 The year 2018 marked the first registration of wood products, Iwate Charcoal followed by the *Joboji Urushi* under the framework of Geographical Indications (GIs) in Japan. The two products are from similar geographical settings from Iwate Prefecture while their motives, logic and challenges differ. Comparison under similar condition provides us with a unique opportunity to understand the Japanese GI system which has a short history compared to that of Europe. We report the latest information related to the processes and the tentative effects of the registration and characteristics of the GI of wood products which pose different characteristics from agricultural products. In concrete, we analyze the cultural conservational and economic purpose of the framework. As consequences, the two products differed in their logics for building "linkage to the production site" and basis for "tradition." It became clear that the GI system serves the two purposes of cultural conservational and economic purpose.

Key words: tradition, Geographical Indications, forest product, intellectual property

I. はじめに

2015年6月に施行された「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」（制定は前年の2014年6月）に基づいて運用されている地理的表示保護制度に、2018年から特用林産物に分類される産物の登録がなされている。具体的には「岩手木炭」、「岩手切炭」（以下 岩手木炭 英語名 *Iwate Charcoal*）が2018年8月6日に登録（第40類「木炭類黒炭」登録番号66）、続いて「浄法寺漆」（英語名 *Joboji Urushi*）が同年12月27日に登録（第38類「漆類 荒味漆、生漆」登録番号73）となっている（注1）。地理的表示とは、ある産物に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該産物の地理的原産地に主として帰せられる場合において、当該産物が加盟国の領域または、その領域内の地域もしくは地方を原産地とするものであることを特定する表示のことである（TRIPS協定第22条）。日本では、地理的表示保護制度の運用が2015年にスタートし、各地の産物の登録が進んでいる。地理的表示保護制度の主な特徴は、名称だけでなく生産、品質管理の方法までも登録を行うこと、伝統性について概ね25年以上の生産の歴史を有することを要件としていること、さらには、模造品について国が取り締りを行うといった点である（香坂・梶間 2019）。同制度では、産物の知的財産の保護を通じて、差別化等により産物の持続的生産に寄与することと、地域に根差した伝統

的な産物を保護することの両方が意図されている。なお、制度の詳細については、香坂・梶間（2019）を参照されたい。

地理的範囲として、岩手木炭が岩手県と県に限定しているのに対し、浄法寺漆は岩手県全域に加え、青森県と秋田県の一部エリア（青森県については三戸郡、八戸市、十和田市、秋田県については鹿角郡小坂町、鹿角市、大館市）が含まれている。ただし、多少のエリアのずれはあるものの、両者ともに岩手県内を産地の拠点としており、産地の地理的な条件は類似している。一方で、申請に際しての動機、論理の構築、直面した課題は異なる。類似した地理的条件下での比較は、欧州と比較して歴史が浅い日本の地理的表示保護制度の知見と可能性を理解する題材となりうる。

本稿では、香坂・梶間（2019）において指摘された将来課題を受け、農産物とは異なる様相と課題が指摘される林産物領域における地理的表示保護制度の最新の展開と状況を報告し、二つの林産物の登録を通して同制度の特性の理解を深めることを目的とする。香坂・梶間（2019）では将来課題として、地理的表示制度の林産物に関わる議論の深化に向けて、林産物同士の比較、農産物と林産物の比較、商標と地理的表示の制度比較、地理的表示の制度への公的機関の関与に関する分析が課題として指摘されており、本稿では、林産物同士の比較分析に取り組んだ結果を提示する。

農産物と比較した林産物の特徴としては、産地の面積が比較的広く、複数県にまたがることも珍しくないことや、

*連絡先著者 (Corresponding author) E-mail: kohsaka@hotmail.com

¹名古屋大学大学院環境学研究科 〒464-8601 名古屋市千種区不老町 D2-1 (Graduate School of Environmental Studies, Nagoya University, D2-1 Furo-cho, Chikusa-ku, Nagoya, Aichi 464-8601, Japan)

(2019年4月17日受付；2019年7月9日受理)

原木の例等では、産地と加工地が別の自治体に存在する等、離れて立地しているケースも多いこと等がある（香坂・内山 2016）。そのため、林産物は特に、産地との結びつきの証明に難しさを抱える可能性がある。なお、2015年度に文化庁が出した重要文化財等の修理に国産漆の使用を求める通知などを背景とし、国内生産が活発化している漆（田中ら 2017）に関しては、増産、改質・利用の技術的改善や量産木の評価、費用対効果等の観点から田端・渡辺（2019）らにより本誌においても特集号を組まれるなど、関心が高まっており、民俗学的な研究も存在する（羽生 2019）。浄法寺漆の地理的表示の保護制度への登録の理解は、このような漆への関心、需要と普及啓発にも寄与する。

具体的な手法としては、岩手木炭と浄法寺漆の登録の過程と暫定的効果について申請主体にヒアリング調査を行った。そもそも最終商品である木炭と中間投入財の産物である漆には根源的な相違があり、それを前提としつつ地理的表示の保護の申請動機ならびに申請要件となる「産地・土地との結びつき」、「伝統性」について、産物の正当性に関わる論拠などについて比較分析を実施した。また、地理的表示自体が持つ特性についても示唆を得るべく、比較結果の考察を行った。

なお、「正当性」については、環境や資源のマネジメント等のコモンスを対象とした管理の主体のあり方をめぐる文献もある（宮内 2001）。本報で対象とする産物は、そのような正当性の議論の対象となるコモンスとしての性格を有している。何故ならば、(i) 特定の地理的範囲において生産され、産物名に地名という公共性の高い名称を冠している、(ii) 同様の地理的範囲において、登録された生産方法によって産物を生産する等の一定の条件が揃えば、いずれの生産者も登録された産物の生産者として認められ、その産物名を使用することができるようになる等、地域において共有され得る性格を有しているためである。

II. 分析対象・分析方法

1. 分析対象

岩手木炭と浄法寺漆の申請主体（岩手県木炭協会、岩手県浄法寺漆生産組合）にそれぞれヒアリング調査を行った。岩手県木炭協会については登録前の2018年7月3日に最初の調査を行い、その後も2019年1月に電話等による補足調査を行っている。岩手県浄法寺漆生産組合には、登録後の2019年1月17日と同年3月7日に調査を実施した。岩手県木炭協会は、木炭の品質向上・販路拡大、生産者の所得向上等を目的として、1952年に設立され、現在の会員数は151名である。岩手県浄法寺漆生産組合は、国産漆の最大規模の供給団体である。1975年に発足した同組合は29名の職人が加入している、主に国宝・重要文化財等の修理事業者や漆工品事業者等に漆の供給を行っている。

2. 分析方法

分析対象の申請主体に対して、申請の動機、申請を終えるまでの過程、申請段階での課題、暫定的効果などの項目について調査を行った。この項目は、香坂・梶間（2019）と同様に日本における地理的表示の申請主体を対象とした既

存研究の調査項目を踏まえて設定した（Tashiro *et al.* 2018）。

さらに今回は、炭と漆という伝統性の高い産物であることから、両産物の特性、生産方法、産地との結びつき、歴史的経緯に関する説明について、伝統性という観点からも分析を行った。特に、両産物のアプローチや課題等の違いと共通性を浮き彫りにすべく、地理的表示の登録簿、明細書、生産行程管理業務規程における記述についても分析を行っている。上記三つの書類については、農林水産省のWebページにおいて公開されているものを参照した。

III. 調査分析結果

1. 結果

結果について、表-1に申請に際しての動機、産地との結びつきに関する論理の構築、申請プロセス、直面した課題についての両産物の特徴を整理した。特に既存研究（内藤ら 2018, 2017）では明示的ではない、「保存」という点に注目することで、炭と漆という極めて伝統性の高い特性を反映した分析を行い、歴史的資料等を活用した歴史的経緯の説明の仕方にも注目している。既存研究では、地理的表示登録産物の歴史性が農村物の持続的な生産に及ぼす影響について考察したものもあるが（Gugerell *et al.* 2017）、本研究では、地理的表示の制度的な特性と、登録産物のうち特に林産物に着目している。以下本節では、調査の結果を詳述する。

1) 申請動機

内藤ら（2018）では、地理的表示保護制度への一般的な期待として、次の7項目が挙げられている；①差別化による価格上昇、②差別化による販売量増加、③登録をきっかけとした生産者の機運上昇、④偽物に対する行政の取締り、

表-1. 岩手木炭と浄法寺漆の比較結果（注2）

	岩手木炭	浄法寺漆
生産地	岩手県	岩手県全域、青森県三戸郡、八戸市、十和田市、秋田県鹿角郡小坂町、鹿角市、大館市
申請動機	信用力向上、価格の維持向上（直接取引以外の多様な取引形態あり）	差別化、模造品防止、価格の維持向上（直接取引が主）
産地との結びつきに関する論理	産地の広葉樹の割合等の自然条件、産地の珪藻土の性質、岩手県木炭協会の取り組み（窯の構造の統一化等）、岩手県の取り組み（製炭技術認定制度等）	漆の栽培面積（国内最大規模）、江戸時代の盛岡藩の取り組み（漆の植林の奨励等）、浄法寺の産地の取り組み（漆林の保全）、職人の取り組みと規模（国内最多）
伝統性	平泉遺跡群発掘調査の結果、12世紀前半の陶器窯の跡より、炭が熱源として使用されていたことが報告されている。明治時代には、製鉄が盛んな東北地方の工業用木炭として活用され、国内最大の生産地の地位を確立した。	盛岡藩家老日記「雑書」（盛岡市中央公民館蔵）において、盛岡藩が漆の栽培を奨励していた記述が有る。明治時代には、「越前衆」と呼ばれた福井県今立地方の漆掻き職人が浄法寺に出稼ぎのため滞在し、技術を普及した。
申請プロセス	年1回の協会の会員を対象とした説明会（品質の指導会）と情報共有、合意形成。GIサポートデスクと頻繁な遣り取りを実施（現地調査含む）。	年1回の共進会（品質評価会）等の機会において情報共有と合意形成。定義の整理と申請書の作成時にGIサポートデスクと連携。国産漆状況調査も実施。
直面した課題	産地との結びつきを示す定性資料、定量的データの整備と、申請書の作成自体（農林水産省の申請書様式への対応）。	産地との結びつきを示す定量データが基本的に無い状況において、定性資料（歴史的経緯に関する資料）を軸に、産地との結びつきを証明すること。

⑤ GI マークの活用, ⑥輸出促進, ⑦その他。

本研究では、林産物の比較的小規模な市場規模と先行研究を考慮し、全ての項目を網羅せず、経済性に直結する①, ②, ③, ⑥への期待を申請動機として捉えている。以下では申請動機とその背景についても提示する。

(1) 岩手木炭

直接取引以外にも多様な取引形態が存在し、高い品質には定評があるなか、海外産の安価な木炭の流入が進んでいるのを背景として、信用力の向上による価格の維持向上が申請動機となっている。次節の小括の地理的範囲の、地理的範囲の設定に関する議論において詳述するが、岩手木炭の産地としては、産業クラスターの形成を目指しており、地理的表示登録による保全・伝承の促進を意図しつつも、市場規模の拡大につながるような経済性も重視されている。

(2) 浄法寺漆

日本では直接取引が基本となっている。海外産の安価な漆の流入と、文化財修復などのイベント的な需要が主であるなかで、差別化による模造品の防止、価格の維持向上が主要動機であった。需要に関しては、これまで安定的な需要が見込みにくい状況が続いていたが、文化庁が2015年に国宝や重要文化財等の修復に国産漆を使用することを求める通知を出したのを契機として、現在は官需を中心に需要過多の状況にある。岩手木炭と同様に価格の維持向上が申請動機となっているが、岩手木炭と異なり、直接取引が基本であり、近年は需要過多であるものの、それ以前の期間は生産を続けること自体も難しいといえる状況にあった。そのため、経済性に対する意識は、結果的に市場規模の拡大にも関係するが、あくまで保全・伝承のために経済性が考慮されている。

2) 産地との結びつきに関する論理の構築

産地との結びつきの説明においては、産物の品質や生産方法等と産地の環境や歴史等に密接な関連があることを客観的に示す必要がある。具体的には、自然条件等に関わる定量データや、歴史的経緯に関わる定性データを用いた説明がなされる。対象とした二つの産物については、岩手木炭は定量データを比較的多く活用し、浄法寺漆は歴史的経緯を中心とした論理の構築により定性データが用いられている。

(1) 岩手木炭

炭の品質、生産方法、歴史的経緯に加えて、広葉樹林の割合等の自然条件も産地との結びつきを示す資料として活用されている。品質、生産方法、自然条件等は定量的なデータを示している。ただし、自然条件については面積比率や一般的な記述が目立つ。

(2) 浄法寺漆

生産方法の基準、歴史的経緯が、産地との結びつきを示す論拠となる。ただし、歴史的な経緯については特に定量的なデータを示すことが困難であり、全体的に定性資料に依拠した論理の構築がなされている。

3) 伝統性

概ね25年以上の継続的生産という制度側の要求に対して、それより遥かに長い伝統を示すため、両産物ともに歴史的資料(発掘調査結果、歴史的文献)を使っている。岩

手木炭では、平泉の発掘調査報告書を引用している。浄法寺漆については、盛岡藩家老席日記「雑書」(盛岡市中央公民館蔵)の記述が引用されており、盛岡藩が漆の栽培を奨励していた記述を論拠として提示している。このような伝統性が、地理的表示の産物の要件を単に満たすだけではなく、岩手県庁の地理的表示担当者が「まさに地理的表示の保護の制度にぴったりと沿う」(2019年3月7日、訪問調査時)というように、正統性の根拠にもなっている。

4) 申請プロセス

(1) 岩手木炭

2016年から2017年にかけて、年1回開催している協会の会員を対象とした説明会(品質の指導会)において情報の共有を行いつつ、登録申請に向けた合意形成を進めた。申請書の作成において、国が設けたGIサポートデスクを利用しており、農林水産省の担当者とは電話・メールのやり取り(計25回程度)を行い、登録前に実施した現地調査では主に特性の記述方法について議論を行っている。

(2) 浄法寺漆

まず2016年に、登録申請に向けて産物の定義の整理に着手し、GIサポートデスクにアドバイスを受けながら、定義の整理と申請書の作成を進めた。申請プロセスにおいては、国産漆状況調査も行っている。組合員へは年1回の共進会(品質評価会)等の機会において情報共有と合意形成を進めた。

5) 直面した課題

(1) 岩手木炭

産地との結びつきを示す定性資料、定量的データの整備、申請書の作成自体等において労力を要することとなった。

(2) 浄法寺漆

品質は産物の性質上規格化が難しく、自然条件は特に固有の条件ではないため、定量的な論拠を示すことが困難な産物となっている。申請書の作成において、特に歴史的資料の収集と、歴史的経緯を軸に産地との結びつきを説明することに労力をかけている。

6) 暫定的効果

価格の変化といった需要側等との取引の結果として表れる効果については、登録から日が浅いこともあり、調査実施時点では観測されていない。欧州等の地理的表示導入の先行地域では蓄積のある価格や生産量の変動に関する分析は、今後の長期的課題である。ただし、両産物ともに内部的な効果として、意識の統一化に一定程度効果がみられるとの回答を得た。内部的な意識変化については、客観的な評価基準を基に分析を行う必要もあるが、これまで明文化されていなかった産物をめぐる情報を生産者組織が整備し、生産者間で共有されていくプロセスには、明文化された部分を中心に、産物やその生産等に対する共通の意識を醸成する効果があることが推察される。

2. 小括

岩手木炭と浄法寺漆の地理的表示への申請主体を調査した結果において、特筆すべき点について以下に示す。

1) 地理的表示の活用の方向性

地理的表示は、登録要件に概ね25年以上の生産の歴史があることが含まれている等、産物の知財保護を通じたブラ

ンド化による伝統の継承を促すことが意図されている。産物によっては保存・伝承と経済性は、必ずしも常に両立し得ない観点であるが、その両立を促す制度としても地理的表示は捉えられる。本報で対象とした産物は、登録において二種類の動機（保存・伝承、経済性）をそれぞれ有しつつ、双方の目的の達成の一助となることを期待して地理的表示を活用している。多様な取引形態が存在する岩手木炭より、これまで需要が安定せず、取引が直接取引に限定される浄法寺漆の方が、地理的表示を保全・伝承の手段として活用する色合いが強いが、保存・伝承と経済性の双方の観点から地理的表示を活用しようとしている点は共通している。

2) 品質管理と伝統性の証明

岩手木炭は、品質の規格化が進んでおり、品質に関する統一的な基準を定量的に示すことが可能である。他方で、産地との結びつきに関する歴史的な経緯については、発掘調査の結果を参照する等により提示しているが、歴史的な資料の収集等の資料整備に多大な労力をかける必要があった。

浄法寺漆は、生産に関する基準は定められているものの、実際には季節や生産者によって多様な品質の産物が存在し、統一的な規格を策定することが極めて困難な産物である。そのため、岩手木炭のように品質について規格として提示することは課題となっている。他方、浄法寺への産地の集積や歴史的な経緯等については、資料の整備等に労力が必要とされたものの、国内における主要な産地としての歴史的経緯の証明は、岩手木炭のケースほどの困難さはなかったと推察される。

伝統性の証明と品質管理について、岩手木炭は、伝統性を証明する歴史的な資料の収集に多大な労力を必要としたものの、規格を通じた品質管理が比較的容易なケースであり、浄法寺漆は、品質について統一的な規格を提示することが困難な産物であるが、歴史的な経緯について特徴があるケースとして位置付けられる。伝統性の証明と品質管理は、地理的表示登録における主要課題であり、それぞれの項目について対照的な性質を有する岩手木炭と浄法寺漆は、今後の林産物の登録の際のモデルとなり得る。

3) 産地の地理的範囲の設定

両産物ともに、原材料や加工地が広域に分布する林産物として、地理的範囲の設定は比較的緩やかに設定されている（香坂・内山 2016）。それにより、地理的範囲の設定による排除効果を低減することができる。他方、産物名における地名の設定の仕方には、両者それぞれの戦略の違いが表れている。具体的には、岩手木炭については、「岩手」という間口の広い名称を使うことによって、岩手木炭の生産を行う主体の参画を容易にし、産業クラスターの形成を意図している。一方、浄法寺漆については、岩手木炭より更に広い複数県にまたがる地理的範囲を登録しているものの、産物名には浄法寺のみを使用している。背景として、浄法寺が位置する二戸市が浄法寺漆の地理的範囲における8割の生産量を有しており、浄法寺に職人が集積していること等があるが、浄法寺の歴史性を前面に出し、その歴史性を継承しようとする意図が浄法寺漆の名称に表れていると考えられる。

最後に今後の地理的表示保護登録に向けた取組みへの示唆として、申請時の工夫と申請による効果について述べる。岩手木炭と浄法寺漆は、一方は品質を一定の幅の中に抑える必要がある規格化できる性質のもの（木炭）であり、一方は幅があること自体が産物の特性となっており（漆）、品質の観点からは対照的な産物であるといえるが、いずれも申請プロセスにおいて、産地を可能な限り広く捉え、合意形成の障害、排除を未然に防ぐことで合意形成を容易にしている。また土地との結びつきを示す資料の収集や、品質、生産方法の確認等を通して、内部的な意識の統一化が図られる等の類似した暫定的効果がみられる。なお、差別化による価格上昇や販売量増加等の対外的な効果については、まだ認定から日が浅いこともあり、今後の検証が必要となる。

謝 辞

本研究は、MEXT/JSPS 科研費 JP16KK0053, JP17K02105, (公財)トヨタ財団 [D17-N-0107], (一財)環境対策推進財団の一環として実施された。また、本研究での調査分析の遂行において多大なるご協力をいただいた関係各位の皆様により御礼申し上げます。

注 記

- (注1) 「飯沼栗」(登録番号 38 2017年6月23日に登録)は、梨などと同じ第三類「果実」に分類され、栗のカテゴリーは「農林水産省生産局の管轄で、特用林産物の資料にその生産局の数値は掲載されるものの、統計上は林産物ではなく農産物の扱いとなる」(林野庁林政部経営課特用林産物対策室 担当者 2019年4月2日, 同年6月13日聞き取り)。
 (注2) 両産物の申請主体を対象とした調査結果および登録簿、明細書、生産行程管理業務規程のデータを基に筆者作成。

引用文献

- Gugerell K, Uchiyama Y, Kieninger PR, Penker M, Kajima S, Kohsaka R (2017) Do historical production practices and culinary heritages really matter? Food with protected geographical indications in Japan and Austria. *J Ethnic Foods* 4(2): 118-125
 香坂 玲・梶間周一郎 (2019) 林産物における地理的表示保護制度の意義と登録プロセスの分析: 岩手木炭のケースから. *日林誌* 101: 128-133
 香坂 玲・内山愉太 (2016) なぜ地域団体商標と地理的表示への申請をするのか: 石川県能登地域における農産品の事例と林産品への示唆. *久留米大学ビジネス研究所紀要* 1: 1-14
 宮内泰介 (2001) 環境自治のしくみづくり—正統性を組みなおす—. *環境社会学研究* 7: 56-71
 内藤恵久・大橋めぐみ・八木浩平・菊島良介 (2018) 地域ブランド製品の現状と地理的表示保護制度活用に向けた期待・課題. *日本知財学会誌* 15(1): 11-17
 内藤恵久・大橋めぐみ・八木浩平・菊島良介 (2017) 全国地域ブランド製品の実態分析—地理的表示保護制度活用の意向と課題, 期待される効果—. *食料供給プロジェクト【地域ブランド】研究資料* 第2号, 農林水産政策研究所
 総合地球環境学研究所・羽生淳子編 (2019) レジリエントな地域社会 Vol.2 漆の木のある景観 岩手県二戸市浄法寺における漆掻きと日々の暮らし p. 北斗プリント社 <http://www.chikyu.ac.jp/publicity/publications/others/img/Resilient2.pdf> (2019/4/10 アクセス)
 田端雅進・渡辺敦史 (コーディネータ) (2019) 日本の伝統的な漆文化を継承する国産漆の増産に向けた取組. 第130回日本森林学会大会: 企画シンポジウム S9
 田中功二・飯田昭光・土屋 慧・小岩俊行・松本則行・中村弘一・高田守男・平井敬三・平岡裕一郎・田端雅進 (2017) 植栽適地の評価に向けたウルシの成長への立地環境および林分状況の影響の解明. *日林誌* 99: 136-139
 Tashiro A, Uchiyama Y, Kohsaka R (2018) Internal processes of Geographical Indication and their effects: an evaluation framework for geographical indication applicants in Japan. *J Ethnic Foods* 5(3): 202-210